

個人情報取扱事務の届出に関する要領

平成19年2月1日訓令第7号

(趣旨)

- 1 この要領は、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）第6条に規定する個人情報取扱事務の届出について、必要な事項を定めるものである。

(届出の対象となる事務)

- 2 届出の対象となる事務は、個人情報（条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている保有個人情報（条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）を使用するものであって、平成19年2月1日に現に行われている事務及び同日以降に新たに開始する事務である。この場合において、対象となる事務及び対象とならない事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 対象となる事務

- ① 個人情報が記録されている名簿、台帳、一覧表その他これらに類する保有個人情報を使用する事務
- ② 相談カード等の個人の識別項目等により一定の書式に個人情報が記録されている保有個人情報を使用する事務
- ③ 個人情報が記録されている申請書、届出書その他これらに類する保有個人情報を使用する事務
- ④ 個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて事実上検索可能になっている保有個人情報を使用する事務（個人別のインデックス等により、検索可能となっているもの）
- ⑤ 電子計算機（パソコン含む。）処理に係る個人情報が記録されているファイルを使用する事務

(2) 対象とならない事務

- ① 条例第34条の規定により適用除外としている事務
- ② 条例第6条第5項に規定する実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務及び三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務

(審査会において諮問の事務類型)

番号	類 型
1	国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員又は出席者名簿、職務に係る研修名簿、施設・資料等の貸出・利用者名簿、立入検査証の発行等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
2	物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみ取り扱う事務

3	一般に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報を取り扱う事務
4	検索性のない個人情報を取り扱う事務

(事務開始届出書の記入に係る事務)

3 個人情報取扱事務開始届出書（三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合規則第8号。以下「規則」という。）第1号様式）の記入に係る事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関名 届け出る実施機関の名称を記入すること。この場合において、広域連合長部局については、「広域連合長」と記入すること。

(2) 届出担当課等 届出書を作成する課又は室、グループ名を記入し、その横の欄に別表に定める担当課等の番号—整理番号を記入すること。この場合において、複数の課等が共通して行う場合は、当該事務を統括する課又は室、グループ名を記入すること。

(3) 個人情報取扱事務の名称 個人情報を取り扱う目的を基準にして、一連の個人情報処理の流れを一つの事務ととらえ、具体的な事務の内容が住民に分かるよう「〇〇事務」又は「〇〇に関する事務」と記入すること。この場合において、届出の単位を決定する際は、次の点に留意すること。

① 事務を包括的にとらえすぎない。事務を大きくとらえすぎると、個人情報の取扱目的が抽象的になり、住民に個人情報の利用の実態が分かりにくくなるので、事務を包括的にとらえすぎないように注意すること。

② 事務を細かく区分しすぎない。担当者毎に事務を区分するなど事務を細かく区分しすぎると、届出件数が増加し、閲覧する者に事務の目的が分からなくなるおそれがあるので、事務を細かく区分しすぎないように注意すること。

③ 一般的に次の項目のいずれかに該当すれば、1つの事務と考えることが可能である。

ア 使用している個人情報が同一又は個人情報の記録項目が共通の場合

イ 個人情報の対象者の範囲が同一の場合

ウ 個人情報の記録項目も対象者もあまり関連はないが、同一目的の事務である場合

(4) 個人情報取扱事務の目的

① 個人情報を収集する目的を簡潔に記入すること。この場合において、実施要領等に基づいて事務を実施している場合は、当該要領の趣旨又は目的に記載されている内容程度のものを記入すること。ただし、当該実施要領等の趣旨又は目的を記載しただけでは当該事務において個人情報を取り扱う理由が分かりにくい場合には、個人情報を収集する理由も併せて簡潔に記入すること。

② 「事務の目的」は、条例第7条に規定する目的の明確化、目的達成に必要な範囲内での収集又は条例第8条に規定する目的以外の目的のための利用及び提供の制限の判断基準となる。

③ 事務の目的欄に記入しきれない場合は、届出書詳細（別記様式）に定める「事務

の目的詳細」に詳しく記入すること。

(5) 個人情報の記録の対象者 個人情報の対象者の範囲を記入すること。

(6) 業務の開始年月日 個人情報取扱事務を開始する年月日を記入すること。この場合において、条例の施行日において現に行われている事務については、平成19年2月1日とすること。

(7) 個人情報の記録の内容

- ① 当該事務で取り扱う個人情報の該当する項目の「□」を■（黒塗り）にすること。
この場合において、「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に記入すること。
- ② 「思想・信条等」を収集する場合は、届出書詳細の「思想・信条等に関する個人情報収集の根拠」に記入すること。
- ③ 届出書詳細への記入が必要となったときの方法
 - ア 法令等の規定に基づく場合は、「□法令等」を■（黒塗り）にして、法令等の名称（条項まで）を「(理由等)」に記入すること。
 - イ 審査会の意見聴取に基づく場合は、「□審査会意見」を■（黒塗り）にすること。
 - ・ 類型諮問のときは、「□類型」を■（黒塗り）にして、下記の類型のうち、該当する番号を「()」に記入し、その理由を「(理由等)」に記入すること。
 - ・ 個別諮問のときは、「□個別」を■（黒塗り）にして、答申番号を「()」に記入し、その理由を「(理由等)」に記入すること。

(審査会において諮問の事務類型)

番号	類 型
1	住民等からの自由な意思により、思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集する場合
2	出版、報道等により公にされた思想、信条、信教に関する個人情報又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集する場合
3	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の思想、信条、信教に関する個人情報、又は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合
4	海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生等の信教に関する個人情報を収集する場合

(8) 個人情報の収集の方法

- ① 本人から収集の場合 「□本人」を■（黒塗り）にすること。
- ② 本人以外から収集の場合 「□本人以外」を■（黒塗り）にすること。この場合において、「()」内の「□」の該当項目を■（黒塗り）にして、届出書詳細の「本人以外からの収集の根拠」の欄に具体的に記入すること。
- ③ 届出書詳細への記入が必要となったときの方法
 - ア 法令の場合 該当法令等の名称（条項まで）を「(理由等)」に記入すること。
 - イ 出版物の場合 該当出版物の出版社名、名称、発行日、記事の内容等を「(理由

等)」に記入すること。

ウ 緊急の場合 緊急、かつ、やむを得ない理由を「(理由等)」に記入すること。

エ 他の実施機関の場合 収集先の実施機関名及び取扱事務の名称を「(理由等)」に記入すること。

オ その他の場合は、「□」の該当項目を■（黒塗り）にすること。

- ・ 本人同意の場合 本人同意の方法を「(理由等)」に記入すること。
- ・ 「収集困難」の場合 所在不明又は精神上的の障害により事理弁識能力を欠く状況を「(理由等)」に記入すること。
- ・ 「国等から収集」の場合 収集先の名称及びその理由を「(理由等)」に記入すること。
- ・ 「審査会意見」の場合 類型諮問のときは「□類型」を■（黒塗り）にして、下記の事務類型のうち、該当する番号を「()」に記入すること。また、個別諮問のときは「□個別」を■（黒塗り）にして、答申番号を「()」に記入して、その理由を「(理由等)」に記入すること。

(審査会において諮問の事務類型)

番号	類 型
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
2	各種の委員、講師、指導者、助言者等の選任に当たって、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合
3	住民等からの相談、苦情、要望、陳情等により提供される個人情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合
4	実施機関以外のものから送付された資料に個人情報が含まれている場合
5	規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い提出される情報に、当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合
6	工事請負契約、業務委託等の契約及びその施行の事務において、契約の相手方から当該業務に従事する者等に関する個人情報を収集する場合
7	職員の任免等を行う事務で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合

(9) 収集の時期 定期的に収集する場合は、「□定期」を■（黒塗り）にして、「()」にその時期を記入すること。また、随時に収集する場合は、「□随時」を■（黒塗り）にすること。

(10) 個人情報の記録の形態

- ① 「□文書 □マイクロフィルム □電磁媒体 □その他」の該当する項目を■（黒塗り）にすること。
- ② 「電磁媒体」にチェックした場合には、必ず届出書詳細の「電磁的記録のオンライン結合の有無」にも併せて記入すること。
- ③ 届出書詳細への記入が必要となったときの方法

- ア 実施機関以外のものとの間でオンライン結合をしていない場合は「□無」を■（黒塗り）にすること。
- イ 実施機関以外のものとの間でオンライン結合をしている場合は「□有」を■（黒塗り）にして、「結合先」の名称を記入すること。
- ウ 法令等の規定に基づく場合は、「□法令等」を■（黒塗り）にして、法令等の名称（条項まで）を「(理由等)」に記入すること。
- エ 審査会の意見聴取に基づく場合は、「□審査会意見」を■（黒塗り）にすること。
この場合において、次についても該当する方を併せて記入すること。
- ・ 類型諮問のときは、「□類型」を■（黒塗り）にして、下記の事務類型のうち、該当する番号を「()」に記入し、その理由を「(理由等)」に記入すること。
 - ・ 個別諮問のときは、「□個別」を■（黒塗り）にして、答申番号を「()」に記入し、その理由を「(理由等)」に記入すること。

(審査会において諮問の事務類型)

番号	類 型
1	<p>インターネットを活用した個人情報の提供であって下記に掲げる要件を満たす場合</p> <p>1 インターネットを活用して個人情報を提供することに、住民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること。</p> <p>2 インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること。</p> <p>3 インターネットの活用による個人情報の提供及び提供される個人情報の内容等について、原則として本人の同意があること。</p> <p>4 ホームページの内容等が改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な技術的措置が講じられていること。</p>

- ④ 「□その他」を■（黒塗り）した場合には、届出書詳細の「その他の特記事項」に具体的に記入すること。

(1 1) 目的外利用・提供の有無

- ① 経常的に目的外利用及び提供をしていない場合は、「□無」を■（黒塗り）にすること。
- ※ 「経常的に」とは、目的外利用及び提供が常に行われている場合又は定期的に行われている場合をいい、突発的な場合又は発生する可能性がある程度の場合には含まない。
- ② 経常的に目的外利用及び提供をしている場合は「□有」を■（黒塗り）にして、必ず個人情報目的外利用・提供届出書（規則第3号様式）を届出すること。
- ③ 個人情報目的外利用・提供届出書の記入方法
- ア 「届出担当課等」から「事務の名称」までは個人情報取扱事務開始届出書（規則第1号様式）に準じて記入すること。
- イ 「目的外利用等をする個人情報の記録の内容」には、具体的な内容を記入する

こと。

ウ 「目的外利用等の理由」には、その根拠として条例第8条第1項の該当する号及びその理由を記入すること。

- ・第1号 本人同意、第2号 法令等の規定、第3号 出版報道等、第4号 緊急性、第5号 学術研究、第6号 実施機関内での利用、第7号 審査会の意見聴取

エ 条例第8条第1項第7号（審査会意見聴取）に該当する場合は、次についても該当する方を併せて記入すること。

- ・ 下記の事務類型に該当するときは、類型諮問と該当する番号を記入し、その理由も併せて記入すること。
- ・ 個別諮問のときは、個別諮問と答申番号を記入し、その理由も併せて記入すること。

(審査会において諮問の事務類型)

番号	類 型
1	栄典、表彰等の選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
2	委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
3	報道機関への発表や報道機関からの取材、要請に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に提供する場合 ただし、住民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
4	訴訟当事者である広域連合が訴訟資料として個人情報を当該事務の目的以外の目的で裁判所に提供するとき。 ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難なときであり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。
5	実施機関が、施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により確認等をするため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

オ 「提供先」には、提供先の名称を記入すること。

カ 「オンラインの有無」については、オンラインの結合の有無を記入すること。

- ・ 実施機関以外のものとの間でオンライン結合をしていない場合は「□無」を■（黒塗り）にすること。
- ・ 実施機関以外のものとの間でオンライン結合をしている場合は「□有」を■（黒塗り）にして、必ず届出書詳細の「電磁的記録のオンライン結合の有無」についても併せて記入すること。

(12) 個人情報に記載されている主な公文書等の名称 個人情報を記録した保有個人情報のうち、主な公文書の名称を記入すること。

(13) 備考 届出書の内容で、特に説明を要する事項等を記入すること。この場合において、届出書詳細に記入する事項が少ない場合には、「備考」に記入することができる。

(変更及び廃止の事務)

4 個人情報取扱事務の届出事項の変更又は事務の廃止を行うことによる個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（規則第2号様式）の記入に係る事務は次に掲げるとおりとする。

(1) 届出事項の変更 個人情報事務開始届出書に準じ記入し、変更年月日、変更の理由及び変更項目を記入のうえ、変更項目によっては個人情報目的外利用・提供（変更・利用停止）届出書（規則第4号様式）及び届出書詳細を併せて記入すること。

(2) 事務の廃止 個人情報事務開始届出書に準じ記入し、廃止年月日及び廃止の理由を記入すること。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

別表（第3項関係）

課、室又は実施機関名	番 号	課、室又は実施機関名	番 号
総務企画課	0001	議会	0004
事業課	0002	選挙管理委員会	0005
出納室	0003	監査委員	0006

個人情報項目の具体例

基本的事項	氏名 識別番号等 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 本籍・国籍 続柄 その他	通称、旧姓、芸名、ペンネーム、姓又は名前だけの場合も含む。 受験番号、許可番号、整理番号、受給者番号、登録番号 男・女の表示 生年月日、年齢、えと 住所、所在地、居所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス 本籍、本籍所在地、国籍、外国人・日本人の別 父、妻、子、兄、姉、弟、祖父、いとこ、法定代理人等 指紋、声紋、顔写真、印影
心身の状況	健康・病歴 障害 身体状況 その他	健康診断結果、血圧、血液型、傷病名、疾病の程度・原因、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法、病歴 障害の有無、障害の程度・原因、障害の種類・部位、補装具の有無 身長、体重、視力、聴力、体力、運動能力 容姿、精神的悩み
家庭生活等	親族関係 婚姻歴 家族状況 居住状況 趣味・嗜好 その他	養子縁組、離縁、認知、血族・姻族関係 婚姻の事実・時期、離婚の事実・時期・理由、婚姻期間 家族構成、家族の生年月日、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭、里親・里子 住居の間取り、自家・借家の別、戸建て・マンション・アパート等の別、コンクリート・木造の別 読書・旅行等の趣味、色彩・インテリア等の好み、飲酒、喫煙、食べ物の好み 食生活の内容、起床・就寝の時間
社会生活	学業・学歴 職業・職歴 地位 資格 成績・評価 賞罰 その他	在学学校名、出身校、学業成績、クラブ活動、入学・卒業年度、退学・停学・休学の状況、在学期間 職業、会社名、勤務先、所属、職務内容、職種、在職期間、配置転換 役職名、職名、職位 理容師・美容師等の資格、免許の有無・種類 各種試験の結果、勤務評価、功績、技能、指導の記録 表彰関係、補導歴、反則金（犯罪歴を除く。） 所属団体・自治会等での活動状況、団体加入、交友関係
資産・収入	資産状況 収入状況 納税状況 取引状況 公的扶助 その他	不動産・有価証券の保有状況、預金額、債権・債務額 年収、月収、所得額 各種税の納税額、課税標準額、滞納状況 金融機関の口座、取引先 生活保護、年金、恩給等の受給状況 絵画・骨董品・彫刻等の保有状況

思想・信条等	思想・信条 信教 人種・民族 犯罪歴 その他	主義・主張、支持政党、政治団体名、政治活動歴、人生観、世界観 宗教・信仰の状況、家の宗教 白色人種、黄色人種、黒色人種、民族名（国籍は除く。） 懲役、死刑、禁固、罰金、拘留、過料、没収等の犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分
その他の項目	意見・要望 相談内容 その他	広域連合に対する意見・要望・苦情 各種相談の内容 上記項目のいずれにも該当しないもの